

マスク及びアルコール消毒製品の市場供給の改善に伴う今後の施策について

令和2年8月25日 厚生労働省

転売規制解除の考え方

- 転売規制は罰則を伴う取引規制であり、根拠法上も、事態克服に必要な限度において規制することとされている。
- マスク及びアルコール消毒製品は供給量が一定程度改善し、市中での購入が可能な状況となっている。
- このため、**8月29日からマスク及びアルコール消毒製品の転売規制を解除する。**
 - ・ 規制解除後も引き続き需給の状況を注視し、高額転売が横行してこれらの製品の購入が困難な状況となれば、国民生活安定緊急措置法の発動要件に従って、転売規制の再実施を検討する。

メーカー、流通業者の皆様へ

マスク及びアルコール消毒製品の需要は依然として高く、供給力の確保、流通の円滑化等の継続が必要。

▶ 以下の取組について、各省庁で連携し、改めてメーカー等に依頼する。

メーカー各社	原料・原材料の安定調達も含めた供給力の確保等
卸売事業者	受注量・納入量の調整等
小売店舗等	需給の状況の注視・適切な仕入れや販売等
デジタルプラットフォーム	引き続き、消費者に不安を与えるような高額転売等の事案が生じた場合には、その不安の解消に向けて適切に対応していただきたい旨、要請。

概要

- 医療機関における医療用物資（サージカルマスク、N95等マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）に関する対策の軸を、これまでの応急的な対応（緊急時体制）から、**国内において必要な備蓄を計画的に確保していく対応（警戒体制）へと移行し、想定し得る感染拡大にも十分耐えうる数量の備蓄を推進・強化。**
（まずは、サージカルマスクが対象（7月～）。その他の医療用物資も移行を検討）
- ※ G-MISのデータ等から、医療用物資によって差はあるが医療機関の在庫状況は改善。感染拡大があっても安定した医療提供体制を継続できるような計画的備えが必要。

移行の際に講じる措置

（1）移行対象となった物資

- ・ 移行対象となった医療用物資については、一旦、国からの**優先配布を休止**。※サージカルマスクは7月末をもって廃止。
- ・ 全ての医療用物資について、個別の緊急需要に対応するため、**G-MISを活用したコロナ患者受入れ医療機関に対する緊急配布（SOS）は引き続き実施**。

（2）移行の際に講じる措置

① 特別配布の実施

- ・ 今後感染が再燃した場合に即応できるよう、都道府県や医療機関等の現場備蓄用として、**緊急時使用量1ヶ月分の医療物資の「特別配布」**を実施。 ※サージカルマスクは約8,100万枚を特別配布。

② 備蓄の強化

- ・ 国及び都道府県において、感染拡大に機動的に対応できるよう、**備蓄を強化**。

※ 都道府県が医療用物資を購入・備蓄するための費用は国の財政措置や交付金を活用。

⇒ 今後需給が再度逼迫し、多くの医療機関等において必要量の確保が困難となる状況が生じた場合には、直ちに、従前同様に国からの優先配布（無償）を再開する。